

一般社団法人マグネシウム循環社会推進協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人マグネシウム循環社会推進協議会と称する。

2 前項の商号は英文では「General Association of Magnesium Circulation Society」とし、略称を「MCS」と表記する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国及び世界のエネルギー事情の革新及びマグネシウム循環社会実現の推進を図るため、マグネシウムエネルギーに係る技術開発、調査研究、需要開発、普及促進及び振興を図る活動を行い、地域社会、自然環境及び国際経済の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) マグネシウムエネルギーの実用化・技術開発等支援事業
- (2) マグネシウムエネルギーの調査、研究、情報収集及び提供事業
- (3) マグネシウムエネルギーの需要開発・普及拡大事業
- (4) マグネシウムエネルギーに関するカンファレンス等開催事業
- (5) マグネシウムエネルギーを活用した災害救援等支援事業
- (6) 国内産官学分野及び国際社会に関する意見の表明及び答申事業
- (7) その他この法人の目的を達するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 マグネシウムエネルギーに関する事業を行う団体または個人
- (2) 賛助会員 マグネシウム循環社会の実現を賛助する団体
- (3) 特別会員 顕著な学識経験を有し、又は産業の発展に多大に寄与した個人

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、既存の正会員2名以上の推薦を受けて申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

2 この法人の賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により会長に申し込むものとする。

3 この法人の特別会員になろうとする者は、既存の正会員2名以上の推薦を受けて申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の義務)

第7条 会員は、以下に定める義務を順守しなければならない。

- (1) 入会金及び会費の納付
- (2) 定款及び社員総会並びに理事会決議事項の順守
- (3) その他この法人の正常な運営を維持するために必要な事項の順守

(任意退社)

第8条 会員は、その義務を履行したのちに、会長に対し書面による届出をもっていつでも退社することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知を行い、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。なお、除名された者は、ただちに会員資格を喪失する。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 入会金又は会費を納入せず、督促後なお6か月のうちに納入しないとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散若しくは破産手続開始の決定を受けたとき。

2 この法人は、会員が前2条及び本条に該当することでその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項に関わらず、第14条第3項の通知に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、議決することはできない。

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員又は監事は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 会長は、社員総会を招集するときは、少なくとも10日前に会議の目的事項、日時及び場所を、すべての会員に書面又は電磁的方法（以下、「書面等」という。）により通知しなければならない。

（議長）

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

（議決権）

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議等）

第17条 社員総会の決議は、総正会員の過半数の正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- （1） 会員の除名
- （2） 監事の解任
- （3） 定款の変更
- （4） 解散
- （5） その他法令で定められた事項

3 やむを得ない理由のために社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等を持って表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。なお、本項の定めにより表決又は委任した者は、社員総会に出席したものとみなす。

（議事録）

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び総会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

（役員の設定）

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- （1） 理事 3名以上15名以内
- （2） 監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の代表理事を、会長とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、正会員以外の者を役員に選任することができる。

- 2 会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等以内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にあるものを含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 監事は、この法人の理事及び職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を執行し、この法人を代表する。
- 3 専務理事は、会長を補佐し、会長が事故その他の事情により職務を執行できない場合には会長の職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができ、社員に報告を必要とすると判断したときには、臨時社員総会の招集を代表理事に請求することができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員として選任された理事の任期は、在任の理事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第26条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、会長及び専務理事並びに理事会の諮問により、この法人について助言を行う。
- 3 顧問は、理事会において選任又は解任され、その任期は在任の理事の任期の満了する時までとする。
- 4 顧問の報酬は、理事会において別に定める。

(事務局)

第27条 この法人に、必要な事務を処理するための事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長を置き、必要に応じて職員を置くことができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所並びに審議事項の決定

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、専務理事が招集し、専務理事がいな
いときは各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半
数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつ
たものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 基金

(基金の拠出)

第33条 当法人は、基金を引き受けるものの募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、定時社員総会が決定したところに従って行う。

4 基金の募集に関する事項については、理事会で別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類
を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1
号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については、承認を受け
なければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告、定款及び社員名簿を主たる事務所に5年間備え置く。

(剰余金の不分配)

第36条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が解散をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 委員会

(委員会の設置)

第41条 この法人は、必要に応じ、理事会の決定により常設又は臨時の委員会を設置することができる。

(委員の選任等)

第42条 委員は、理事会が、会員又は外部有識者の中から選任または解任し、理事会は、委員のうちから1名を委員長として選定又は解職する。なお、委員長は、この法人の会員でなければならない。

(委員の任期)

第43条 委員の任期は、1年以内とし、委員会が廃止されたときには、ただちに任期を終えるものとする。なお、再任は妨げない。

(委員会の廃止)

第44条 委員会は、理事会の決定により廃止される。

(庶務)

第45条 委員会の庶務は、事務局が担当する。

(運営の細則)

第46条 委員会の運営に必要な事項は、理事会において定める。

第12章 支部

(支部の設置)

第47条 この法人は、第3条で定める目的を達成するため、支部を設置することができる。

(支部の区域)

第48条 支部の区域は、理事会の決定により定める。

(支部長等)

第49条 支部には、支部の事務を行うため、支部長1名及びその他の支部役員を置く。

2 支部長は、理事会が選任または解任し、その他の支部役員は、支部長が定め、理事会の承認を得る。

(支部長の任期)

第50条 支部長及びそのほかの支部役員の任期は、1年以内とし、支部が廃止されたときには、ただちに任期を終えるものとする。なお、再任は妨げない。

(支部の運営)

第51条 支部の運営及び会計は、この法人とは別に行うこととする。ただし、必要があるときはその限りではない。

(運営の細則)

第52条 支部の運営に必要な事項は、理事会において定める。

設立時代表理事	熊谷枝折
設立時理事	柴田浩幸
同	阪間寛
設立時監事	大須賀泰昌

平成29年11月24日